

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の申請主体の名称

千葉県

### 2 地域再生計画の名称

地域の活力・中小企業再生プラン

### 3 地域再生の取組を進めようとする期間

10年程度（平成16年度を初年度とする。）

### 4 地域再生計画の意義と目標

#### (1) 地域の現状

県内の経済状況は、企業倒産件数の減少や有効求人倍率の上昇など一部には回復に向けた動きが見られるものの、個人消費の面で低い水準が続いているなど依然厳しい状況にある。

また、中小企業については、需要の停滞、競争の激化や事業資金の調達など厳しい経営環境にある。

##### ① 雇用の状況

県内の雇用状況は、平成16年2月の有効求人倍率が0.63倍であり、前年同期の0.52倍と比べ、持ち直しの兆しが見られるものの、全国値（0.77倍）を下回り、また、完全失業率で見ても平成15年は5.0%と依然として厳しい状況が続いている。

（資料 有効求人倍率：千葉労働局 完全失業率：総務省労働力調査）

##### ② 企業倒産の状況

平成15年度の県内の倒産状況は、倒産件数474件、負債総額約3,236億円であり、倒産件数は前年度を100件以上下回ったものの負債総額は過去2番目の高水準であり、また、企業倒産に伴う従業員被害も4千人近くと厳しい状況が見られる。（資料 東京商工リサーチ千葉支店）

#### (2) 課題

県内で人材や施設・設備等を有し、事業活動を行っている企業、特に県内企業の太宗を占める中小企業の活力を高めることは、雇用をはじめとして地域経済の活性化に極めて重要な課題である。

地域再生計画においては、県内で活性化に向けた取組を行う企業の支援を総合的に実施する。

なお、県内経済を活性化するには、新しい企業の参入は欠かせないものであり、新たな発想、技術、手法などを有する企業の立地や起業の支援も重要な課題と認識し、起業家向けの制度融資をはじめさまざまな事業を実施している。

### (3) 地域再生計画策定の意義と目標

企業の活性化に向けて、技術革新、新分野進出、事業転換等を促進するほか、既存事業の再構築による企業再生を支援し、地域経済の再生を図る。

いずれの場合においても県が企業支援のための総合的な窓口としての機能を持つこととし、また地域金融機関、千葉県信用保証協会、千葉県産業振興センター、商工会・商工会議所等と連携して支援することを明確にし、企業の活性化に向けた取組を促進する。

#### ① 技術革新、新分野進出、事業転換等による活性化の取組支援

技術革新、新分野進出、事業転換などにより活性化を図る企業には、経営革新のための指導・助言、専門家の派遣、新製品の販路開拓支援等により、その取組を支援する。

事業に要する資金については、県制度融資の活用により金融機関からの融資を円滑化する。

また、今後、中小企業は直接金融による手法を取り入れ、資金調達を多様化、円滑化していくことが重要であり、その第 1 歩として C L O の仕組みを活用した中小企業融資を行っていく。この際、地域内の資金循環を高めるという観点から、中小企業融資を裏づけとした証券の一部を県民向けにも販売することにより、地域内の資金が中小企業の事業資金に流れる仕組みを形成していく。

このため、資金調達の多様化に向けた中小企業者への情報提供や指導・助言のほか、投資家側の理解と参加を促進するための取組を実施する。

#### ② 事業再構築による再生支援

現在の中核的事業を再構築することにより再生を図る中小企業には、その経営状況に応じて、セーフティネット保証と連携した県制度融資の活用、専門家の派遣等により取組を支援する。

特に必要な場合は、千葉県中小企業再生支援協議会との連携を図りつつ、新たに創設する「地域中小企業再生ファンド」により、継続的な経営支援、株式、債権の保有を行い、企業再生を目指す。また、再生途上における資金需要については、政府系金融機関による支援を見込むほか、県においても新たな制度（仮称：「企業再生支援資金」）を設け、対応を図る。

なお、本県においては、地域金融機関の有する貸付債権を買い取り対象とする民間の再生ファンドの組成が見込まれているが、これとは別に、「地域中小企業再生ファンド」を創設し、再生を目指す企業への出資等で、より長期的な視点に立った企業再生を目指すものとする。

## 5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

地域再生計画に基づき、技術革新や事業再構築を目指す中小企業を支援し、その活性化を進める。地域の中小企業が活力を取り戻すことにより、倒産の減少、雇用の安定を図る。

具体的には、

- 年間 100 件以上の企業の経営革新（経営革新支援法に基づく承認）を支援
  - C L Oの仕組みを活用した融資について、原資のうち 2 割程度について県民の投資を得るような仕組みとし、地域内の資金循環を高める。
  - 地域中小企業再生ファンドによる出資等を中心に企業再生を進め、ファンド組成後 3 年間で 1 5 件程度の再生に取り組む。
- などを目標とする。

以上のような取組と合わせて、地域の中小企業の活性化を背景とした新たな企業立地、起業の増加などを含めた経済効果として

- 平成 2 0 年における完全失業率を 4.0 %以下（平成 14 年 5.0%）とすること
  - 現在の事業所開業率（4. 8 %）を平成 2 0 年度に 6 %まで伸ばすこと
- を目指す。

## 6 講じようとする支援措置の番号及び名称

地域再生計画認定地域に限定して効果を持つ支援措置)

10301 地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携

全国を対象とした支援措置)

211002 政府系金融機関の特別貸付の貸付対象の拡充

211019 地域中小企業再生ファンドの組成促進

230002 国民生活金融公庫の企業再生に係る特別貸付制度の創設

## 7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

(構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組)

特になし

(関連する事業)

- ・ 県制度融資の融資枠の確保と充実（県）

信用保証協会の保証と連携して運用する制度融資は、中小企業への金融の円滑化に大きな役割を担っており、十分な融資枠の確保と適時適切な制度の充実を図り、中小企業の資金需要に応える。

本計画の関係では、セーフティネット保証と連携して融資を行う経済変動対策資金、技術革新、新分野進出、事業転換の取組を支援する「中小企業活性化支援資金」、企業のさらなる発展を目指す「CLO活用資金」等の活用を進めるほか、「企業再生支援資金」の創設により企業再生の途上にある企業の支援を図る。

- ・ 経営革新のための指導・助言

新商品の開発や生産、新サービスの提供など中小企業の経営革新の取組を経営革新支援法に基づく承認の指導、承認後の資金調達などについての助言等により支援する。

特に、平成16年度から「経営革新支援機関連絡会議」を設け、政府系金融機関、商工会・商工会議所、千葉県産業振興センターなどの中小企業指導機関に対し、中小企業の経営革新に向けた取組の促進を要請する。

- ・ 新製品の販路開拓・市場開拓への支援（県）

中小企業が開発した新製品について、県とともに市町村、外郭団体に紹介し、製品の公共部門での受注機会拡大を支援する。

また、商社や販売先に製品説明や商談会を行う「セールスプロモーションちば」の開催やインターネット上での製品紹介等により販路拡大を図る。

- ・ 情報提供・専門家派遣による経営支援（県・産業振興センター）

経営の改善向上を図る中小企業の希望に応じて、民間専門家が現地で診断、助言を行う。

- ・ 県及び関係機関の緊密な連携の確保

中小企業の取組を支援するためには、県のほか市町村、信用保証協会、商工会・商工会議所、地域金融機関、千葉県中小企業再生支援協議会等の関係機関の参加、協力が重要であり、千葉県経済活性化推進会議を活用するなど緊密な連携を図る。

- ・ 総合的な窓口の設置

中小企業の活性化に向けた取組を支援するため、総合的な窓口を県に設置する。

## 8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

## 別紙

### 1 支援措置の番号及び名称

10301 地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携

### 2 当該支援措置を受けようとする者

県

### 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

中小企業が事業資金の調達を円滑化するには、金融機関からの借り入れだけに頼ることなく、私募債の発行、不動産の証券化等、調達手段の多様化が必要になってきている。

この第1歩として、本県では、平成15年度に、自治体としては5番目の取組となるCLOの仕組みを活用した中小企業融資（以下「CLO活用融資」という。）を行ったところであり、この際、地域内の資金循環を高める観点から、中小企業融資を裏づけとした証券の一部を県民向けにも販売した。

今後、この取組を継続して中小企業の資金調達を円滑化するには、証券への投資を行う県民への投資に関する教育が重要と考えている。

このため、平成16年度以降において、CLO（将来的にはCBOも含む。）活用融資のアレンジャーとなる金融機関と連携し、県民の投資に関する知識の普及や理解・参加を促進するためのセミナー等を行う。

#### 実施事業の概要

- ・ 実施内容 県民の投資をCLO活用融資の原資とするため、投資に係るセミナー等を開催する。講師については金融庁の派遣や紹介、斡旋等を得る。
- ・ 実施主体 県（CLO活用融資のアレンジャーと連携して実施）
- ・ 実施時期 16年度中（CLO活用融資実施時期と調整）
- ・ 対象者 CLO活用融資の原資となる証券への投資を見込む県民

## 別紙

### 1 支援措置の番号及び名称

211002 政府系金融機関の特別貸付の貸付対象の拡充

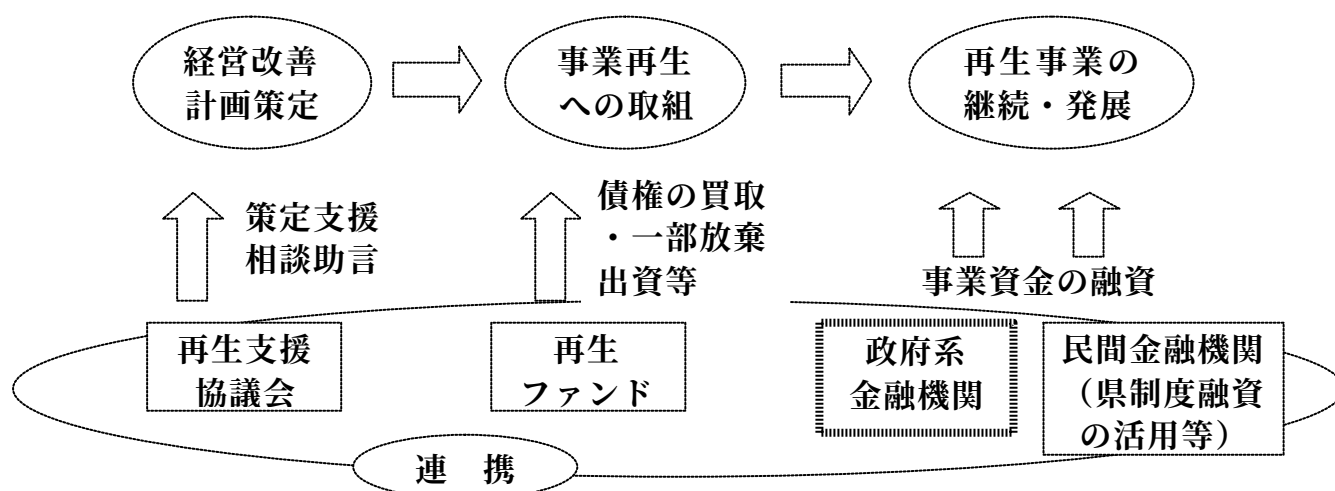
### 2 当該支援措置を受けようとする者

千葉県中小企業再生支援協議会の支援を受け、再生を目指す企業  
(現行「企業再建資金」の融資対象者)

### 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

千葉県中小企業再生支援協議会の支援を受け、事業再生を目指す企業に資金面の支援を行う。

## 中小企業再生の流れ



- ・「千葉県再生支援協議会」では、事業再生を目指す中小企業への助言、経営改善計画策定の支援等を行う。
- ・「地域中小企業再生ファンド」は再生支援協議会との連携のもと、再生対象の中小企業に対する金融機関の貸付債権を買い取り、債権放棄・中小企業債務の株式への転換、経営指導等を通じ、財務体質や収益力を改善。
- ・再生途上にある企業に対する運転資金融資で、再生事業の継続・発展を支援(金融判断により融資可能との判断をした後に行う政府系金融機関の融資、新たに設ける(仮称)企業再生支援資金など県制度融資、等)

## 別紙

### 1 支援措置の番号及び名称

211019 地域中小企業再生ファンドの組成促進

### 2 当該支援措置を受けようとする者

投資事業有限責任組合（無限責任組合員になる者の提案による）

### 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

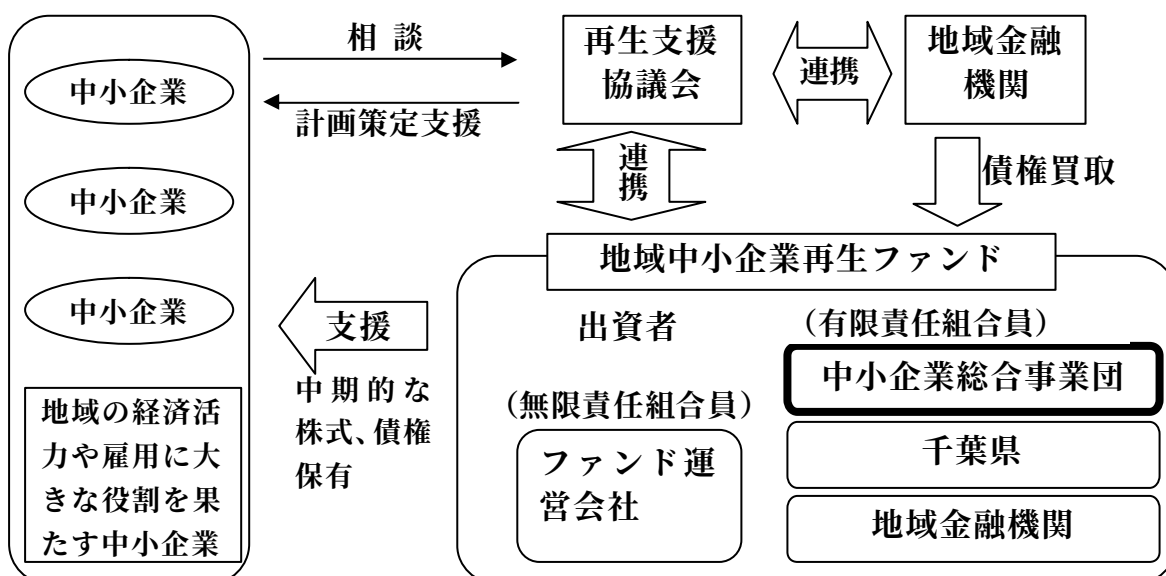
中小企業総合事業団からの出資を受け、投資事業有限責任組合（地域中小企業再生ファンド）を設立する。（事業団の出資期間は原則7年）  
当該ファンドの運営により、中小企業の再生を支援する。

ファンド組成にあたっては県も応分の負担（出資）をするとともに民間企業への出資を働きかける。

## 地域中小企業再生ファンドの概要

- ・組成時期 平成16年度末
- ・出資規模 30～50億円（事業団と県の出資額合計は規模の1／2以内）
- ・ファンドの業務  
中小企業再生支援協議会や地域金融機関と連携し、主として中小企業の債権の買取、出資、経営指導等により中期的な視点から再生を支援する。  
（投資総額の70％以上を再生に取り組む中小企業とする。）

## 再生ファンドの仕組み



## 別紙

### 1 支援措置の番号及び名称

230002 国民生活金融公庫の企業再生に係る特別貸付制度の創設

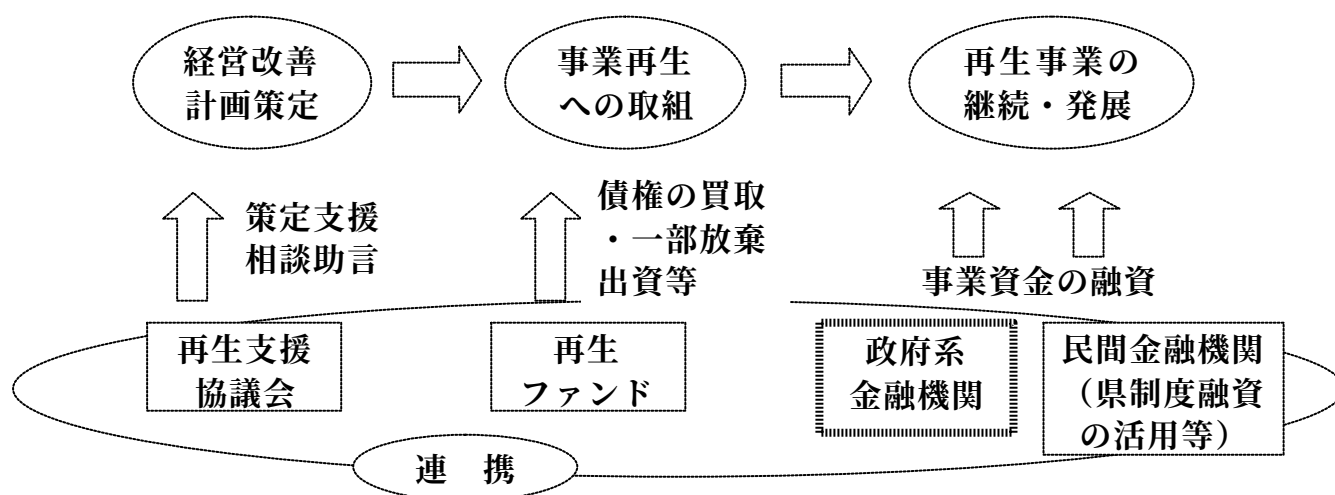
### 2 当該支援措置を受けようとする者

千葉県中小企業再生支援協議会の支援を受け、再生を目指す企業  
(現行「企業再建資金」の融資対象者)

### 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

千葉県中小企業再生支援協議会の支援を受け、事業再生を目指す企業に資金面の支援を行う。

### 中小企業再生の流れ



- ・「千葉県再生支援協議会」では、事業再生を目指す中小企業への助言、経営改善計画策定の支援等を行う。
- ・「地域中小企業再生ファンド」は再生支援協議会との連携のもと、再生対象の中小企業に対する金融機関の貸付債権を買い取り、債権放棄・中小企業債務の株式への転換、経営指導等を通じ、財務体質や収益力を改善。
- ・再生途上にある企業に対する運転資金融資で再生事業の継続・発展を支援(金融判断により融資可能との判断をした後に行う政府系金融機関の融資、新たに設ける(仮称)企業再生支援資金など県制度融資、等)